

## 【訂 正】

「令和3年度版 税務インデックス」（令和3年6月刊行）において下記の訂正・修正がありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

税務研究会出版局

### P77 4. 所得控除 雑損控除(2)文中

(誤) …合計所得金額が48万円以下の…

(正) …**総所得金額等**が48万円以下の…

合計所得金額（所法2①三十）ですと、純損失の繰越控除等の適用前の金額となってしまいますので、総所得金額等（総所得金額（所法22②、措法8の4③）、山林所得、退職所得）が正しいです。

### P214 延納の期間と利子税の表中

(誤)

(正)

不動産割合	対象	特例割合（年割合）	
75%以上	不動産等	0.7%	<b>0.4%</b>
	動産等	1.1%	<b>0.7%</b>
50%以上 75%未満	不動産等	0.7%	<b>0.4%</b>
	動産等	1.1%	<b>0.7%</b>
50%未満	不動産等・動産等	1.2%	<b>0.8%</b>

### 上記表の※6

(誤) …財務大臣が告示する割合（令和3年は0.5%）に年1%の割合を…

(正) …財務大臣が告示する割合（令和3年は0.5%）に年**0.5%**の割合を…

P296 【個人住民税】 申告納税先と課税対象

(誤) ※所得金額が 35 万円以下である場合等…

(正) ※所得金額が 45 万円以下 (R2 以前は 35 万円以下) である場合等…

P298

(誤) ※ 4 従業者の数の算定は「従業者の数の算定」 291 頁を参照。

(正) ※ 4 従業者の数の算定は「従業者の数の算定」 299 頁を参照。

以上、お詫びして訂正いたします。